



## 令和5年度就学時健康診断を実施します

教育委員会では、来春小学校に入学する児童の健康診断を次の日程により実施します。

これは、学校保健安全法に基づき新入学予定児童の健康状態を検査して、適切な教育指導を行うためのものですので、必ず受診されるようお願いいたします。

なお、対象児童の保護者の方へは、9月中旬に通知書を郵送しておりますが、万が一お手元に通知書が届いていない場合には次の問合せ先までご連絡ください。

### ◎日程表

月 日	時 間	場 所	入学予定対象校
10月 3日 (月)	午後1時～2時	中央公民館	大川小学校
10月17日 (月)		福祉センター	沢町小学校
10月27日 (木)		中央公民館	黒川小学校 登 小学校

※① 7月の知能検査の際に提出いただいた就学児童の既往症と予防接種を受けた状況に変更があれば、当日の受付の際にご連絡願います。

② やむを得ない理由で、指定された日に受診できない場合は、上記日程内で変更も可能ですので、事前に教育委員会までご連絡願います。また、当日急な病気等で受診できなくなった場合も速やかにご連絡願います。

③ 受付時間については、各家庭に郵送しております通知書をご確認ください。

④ 健康診断は医師の都合により開始時間が早まる場合があります。(受付時間の変更はありません。)

⑤ 感染防止対策を徹底した上で実施いたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 学校教育課 学校教育グループ ☎21-2138



## 令和5年10月に消費税のインボイス制度が始まります

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

### 1 インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書等の書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

### 2 インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

### ★インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達、Q&A、オンライン（全国どこからでも参加可能）や税務署等の説明会開催情報や申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツも掲載しています。



インボイス制度特設サイト

### ★制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AI を活用して 24 時間自動でお答えします。

軽減・インボイスコールセンターでは一般的なご質問にお答えします。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料）9:00～17:00（土日祝除く）

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。



チャットボット一般的な質問

問合せ 余市税務署 ☎22-2093

简单管理
全額非課税
掛金助成

退職金は、国の制度を賢く活用

中退共

小企業 職金 済制度

(独) 勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
TEL (03) 6907-1234